

総政企第227号

平成27年10月26日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早苗



諮問第83号  
工業統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成27年10月7日付け20150929統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略



平成27年10月26日  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第83号の概要

## (工業統計調査の変更)

# 工業統計調査の概要①

## 調査の目的

全国の製造業に属する事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査し、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ること。

## 調査の沿革

明治42年 職工 5 人以上を使用する工場を対象として、5年周期の調査を実施

大正 9 年 以降、毎年、調査を実施

昭和14年 以降、全数調査を実施

昭和56年 以降、特定年次（西暦末尾0,3,5,8）についてのみ全数調査を、それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所を対象とした調査として実施

※ 特定業種（織物業、家具製造業等の 9 業種）：平成13年まで毎年全数調査

平成23年 経済センサス－活動調査の実施に伴い、平成23年の工業統計調査は中止

※ 以降、5 年おきに経済センサス－活動調査で全数を調査し、工業統計調査は、その中間年において、従業者数 4 人以上の事業所を対象とする調査として位置付け

# 工業統計調査の概要②

## 調査の概要

### 調査範囲

- ① 日本標準産業分類「大分類E-製造業」に属する事業所
- ② 甲調査：従業者30人以上の事業所（約65,000事業所）  
乙調査：従業者4人以上29人以下の事業所（約290,000事業所）  
（注：調査の実施に先だって、全ての事業所の所在確認を実施（準備調査：約590,000事業所））

### 報告事項

- 甲調査・乙調査 共通事項  
経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等
- 甲調査  
有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

### 調査組織

- ① 単独事業所  
経済産業省 —— 都道府県 —— 市区町村 —— 統計調査員 —— 報告者
  - ② 複数事業所を有する企業・事業所  
経済産業省 —— 民間事業者 —— 報告者
- ※ 調査票の提出方法：① 調査員  
② 郵送又はオンライン

### 集計・公表

- ① 速報（調査実施翌年の9月頃）
- ② 確報（調査実施翌々年の1月頃から順次）

### 期日

毎年12月31日現在を基準日に、  
当該1年間の実績を把握  
（除：経済センサス-活動調査実施前年）

# 工業統計の利活用状況

## 施策立案への利活用

- ① 地方交付税算定の基礎資料
- ② 国土利用計画の策定のための基礎資料
- ③ 地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ④ 工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ⑤ 地方公共団体における都市計画策定、進捗状況把握の基礎資料

## 二次統計等への利活用

- ① 国民経済計算等の加工統計の基礎資料
- ② 経済産業省生産動態統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）の調査品目採用の検討に資する基礎資料
- ③ 地域産業連関表、県民経済計算等の基礎資料

## 企業や大学における利用

- ① 関係業界の動向分析、需要予測等の資料
- ② 各種学術研究資料及び初等教育の学習用教材資料

# 諮問に係る論点（目次）

---

## 1 今回申請における変更点について

- 1 - 1 実施期日の変更
- 1 - 2 調査事項の変更
- 1 - 3 集計事項の再編

## 2 前回答申時における「今後の課題」について

## 3 その他

# 1-1 実施期日の変更

## 変更の内容

実施期日を従前の「把握対象年の12月31日現在」から「把握対象年の翌年6月1日現在」に変更  
(平成28年実績を把握する次回調査:「平成28年12月31日現在」を「平成29年6月1日現在」に変更)

## 変更の背景

- 平成28年6月1日実施の次回経済センサス-活動調査(平成27年実績を把握)との調査時期の近接による報告者負担と調査事務の輻輳
- 本調査は経済センサス-活動調査の中間年に実施される大規模構造統計であるという位置付け



**報告者負担の軽減及び地方公共団体における事務の繁雑さを解消する必要**  
**経済センサス-活動調査との比較可能性を向上する必要**

## 主な論点

- 以下の点における支障の有無
  - ・ 報告者負担の観点
  - ・ 地方公共団体における実査実務上の観点
  - ・ 集計結果の利活用上の観点



# 1 - 2 調査事項の変更①

## 変更の内容

出荷額等に係る消費税の取扱いについて、従前「**税込みに統一した記入**」としていた報告様式を、「**原則税込み記入**」での報告様式に変更

### 新設項目案

#### 8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

●9項、10項(土地を除く)、11項、12項、13項はできるだけ「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。  
※選択した記入方法を○で囲んでください。

1 税込み

2 税抜き

## 変更の背景

- 経済センサス-活動調査における把握方法との整合性
- 税抜きで会計処理をしている事業所にも、税込み記入を求めることによる報告者負担

## 主な論点

- 集計段階における消費税データの取扱い

※ 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)との関係

# 1 - 2 調査事項の変更②

## 変更の内容

従業者を把握する調査事項において、**語句の定義**及び**調査票上の記載**を、以下のとおり変更

	現行	変更案
定義	常用労働者のうち雇用者 期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は前2か月間でそれぞれ18日以上雇用している人	常用雇用者 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人	臨時雇用者 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人
記載	正社員、正職員等	正社員、正職員としている者
	パート・アルバイト等	それ以外（パート・アルバイト等）

## 変更の背景

- 経済センサス-活動調査との整合性
- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）の策定により、統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針が決定

## 主な論点

- 経年比較等の利活用の面における支障の有無

# 1 - 2 調査事項の変更③

## 変更内容及び理由

各調査事項について、以下の削除理由を踏まえ、報告者負担軽減の観点から削除

調査事項	削除理由
臨時雇用者男女別内訳	報告者における臨時雇用者の男女別把握が困難であるため及び製造業における本項目の実績値が小さいため
常用労働者毎月末現在数の合計	従前、12月31日を調査期日にしてきたことから、従業者数の平均的な規模を把握するために採用していたが、調査期日に変更されることにより必要性が低下したため
リース契約による契約額及び支払額	報告者（リース使用者）における記入が困難であるため
製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額（数量、金額）	報告者における本項目の記入が困難であるため及び未記入率が高いため
酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間)	従前、付加価値の算出のために把握していたが、他の調査事項及び税率を活用した推計で代替可能であるため
工業用地及び用水の一部	利用ニーズが低下している項目については、行政記録等で一定程度の代替が可能であるため

## 主な論点

- 統計の有用性や利用ニーズの観点からの支障の確認
- 国民経済計算や産業連関表といった基幹統計との関係

# 1-3 集計事項の再編

## 変更の内容

集計事項について、従前「① 速報、② 産業編概要版、③ 産業編、④ 品目編、⑤ 市町村編、⑥ 用地用水編、⑦ 工業地区編、⑧ 企業編、⑨ 詳細情報」で構成していたものを、「①速報、②産業別統計表概要版、③産業別統計表、④品目別統計表、⑤地域別統計表」に再編する。

## 変更の背景

- 公表する集計表の構成が複雑であり、利用面で煩雑
- 実施期日の変更（繰下げ）に伴う、公表期日の遅れの解消



**利用者の利便性を向上させる必要**  
**集計業務の簡素化の必要**

## 主な論点

- 廃止する集計表について、利活用面を踏まえた妥当性の確認
- 利活用実態に則した公表スケジュールとなっているかの確認

## 2 前回答申時における「今後の課題」について

本調査については、経済産業省に対し、統計委員会諮問第55号の答申（平成25年9月27日付け府統委第123号）において、以下の2つの検討課題が指摘されている

### 検討課題①

- ☆ **調査方法の変更に関する検証について**  
民間委託による調査対象事業所の拡大に伴う影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行う必要がある。

### 検討課題②

- ☆ **報告者負担の軽減方策について**  
報告者負担の軽減等の観点から、経年変化のない項目については、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、検討を行う必要がある。

### 主な論点

- 経済産業省における課題への対応状況の適否

## 3 その他

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）におけるオンライン調査推進の指摘

### 主な論点

- 経済産業省における対応状況の確認